

「学校給食申込書」及び「児童手当にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書」の記入について

●「学校給食申込書」＜記入、提出必須＞について

本町の小中学校に転入学される児童生徒の保護者さまはご提出ください。

●「児童手当にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書」＜記入は任意＞について

「学校給食申込書」と対となっています、「児童手当にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書」ですが、こちらはあくまでも「任意記入」となります。

ご記入され提出いただいた場合は、以下の状態となった時に児童手当からの徴収切り替えとなります。

《児童手当からの徴収切り替え条件》

給食費の納付は原則、“収納代行サービスを用いた”「口座振替」方式ですが、残高不足等により「給食費の滞納」が3ヶ月以上となった場合に滞納分に限り児童手当からの徴収となります。

※「児童手当にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書」の記入、提出はあくまで「任意」となりますので、記入されずに「学校給食申込書」のみを記入、提出していただいてもかまいません。

※また、「児童手当にかかる学校給食費の徴収等に関する申出書」に記入し提出されても、口座振替において継続して引き落とし（納付）いただいている方が児童手当から徴収されることはありません。

《給食費の「滞納」にはご注意ください》

本町の学校給食費は「公会計」ですので、地方自治法施行令及び民法の規定に従い、学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において、支払督促等の法的手続きを開始する可能性があります。この場合において、あさぎり町の請求が認められた場合は、財産の差押（遅延損害金等含む）、少額訴訟等を行う場合がありますので、滞納等になる前に給食センターにご相談ください。

